

第3次愛媛県自殺対策計画（案）に寄せられた意見と県の考え方

第3次愛媛県自殺対策計画（案）について、令和7年2月14日（金曜日）から令和7年3月14日（金曜日）までの期間でパブリック・コメントを実施したところ、2人の方から2件の意見をいただきました。

案に対する意見と考え方は、次のとおりです。

なお、いただいた意見は、適宜要約しております。

寄せられた意見と県の考え方

	寄せられた意見の要旨	県の考え方
1	自殺ではなく自死の表現の方が良いように思います。	【原案のとおり】 本計画は、自殺対策基本法第13条の規定に基づき、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して定めるものとされており、同法及び同大綱と同様に、原案の表現のままとさせていただきます。
2	【50頁 就労・生活問題】高校生等就職準備支援事業 【提案】就活ハラスメントの事前知識と対応の仕方のパンフレットの配布 【理由】就職活動中やインターンシップ中の学生に行うセクハラやパワハラに遭わないようにする注意点について事前知識を得て、就活で不本意につまずかないようにするため。	【原案のとおり】 当事業において、高校生や大学生を対象にハラスメントを含む労働関係法令や社会人としての基礎知識に関するハンドブックの作成・配布を実施することとし、原案のとおりとさせていただきます。なお、いただいたご意見を基に、ハンドブックには、就活ハラスメントに関する内容も含めるよう、検討いたします。